

訪問介護の利用料

地域区分=6級地(10.42)

サービス内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 *(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割)*
身体介護 中心型	20分未満	2,052円	205円
	20分以上30分未満	3,053円	305円
	30分以上1時間未満	4,824円	482円
	1時間以上1時間30分未満	7,012円	701円
	1時間30分以上	30分増すごとに989円を加算	30分増すごとに98円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		30分増すごとに823円を加算	30分増すごとに82円を加算
生活援助 中心型	20分以上45分未満	2,271円	227円
	45分以上	2,802円	280円

(注1) 「身体介護中心型」および「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービスを提供した場合は、上記基本料金の2倍の額となります。

* 収入に応じて基準額以上の場合は2割負担になります。

* 当センターは「特定事業所加算Ⅱ」は含んで計算されており、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を別途計算して算出しています。

加算要件

初回加算	2,261円	226円
緊急時訪問介護加算	1,125円	112円
生活機能向上連携加算	1,125円	112円
早朝・夜間・深夜加算	早朝(6時~8時)	上記基本利用料の25%
	夜間(18時~22時)	上記基本利用料の25%
	深夜(22時~翌朝6時)	上記基本利用料の50%
特定事業所加算Ⅰ	基本利用料の20%(訪問介護のみ)	
特定事業所加算Ⅱ	基本利用料の10%(訪問介護のみ)	
特定事業所加算Ⅲ	基本利用料の10%(訪問介護のみ)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の合算合計の8.6%(介護予防含む)	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の合算合計の4.8%(介護予防含む)	
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算Ⅰの90/100 (介護予防含む)	
介護職員処遇改善加算Ⅳ	介護職員処遇改善加算Ⅰの80/100 (介護予防含む)	

* 介護職員処遇改善加算を含む概ねの計算方法として

1ヶ月のサービス内容の合計単位数から介護職員処遇改善加算率を加えたものとします。

(例) 身体介護中心30分未満270単位/1回で引き続き生活援助中心45分67単位/1回の合計337単位を計算 $((270 + 67) \times 8.6\%) \times 10.42 \times 0.1 = \text{¥}380$

介護予防訪問介護の利用料

介護予防 支援費	サービス内容(1月あたり)	基本利用料	利用者負担金(1割負担)*1
	週1回程度利用(Ⅰ)	13,212円	1,321円
	週2回程度利用(Ⅱ)	26,414円	2,641円
	週3回程度利用(Ⅲ)*	41,909円	4,190円

* 要支援2の利用者のみ対象

*1 収入に応じて基準額以上の場合は2割負担になります。

当センターは「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を別途計算して算出しています。